

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例 新旧対照表

現 行	改 正	改正理由
<p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者 (追加)</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。ただし、県内の区域に隣接する区域に営業所を有している場合で、知事が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置き、その者の中から、営業区域ごとに業務責任者を選任しなければならない。この場合において、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があると知事が認めるときを除き、複数の営業区域を業務責任者に兼任させることはできない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p>4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。</p> <p>6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に通知しなければならない。</p> <p>7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受ける義務を周知させるように努めなければならない。</p> <p>8 浄化槽保守点検業者は、<u>浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を受けさせる等その資質の向上を図ることに努めなければならない。</u></p> <p>9 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯しなければならない。</p>	<p>(8) <u>第2条第2項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者で第10条第8項に規定する要件を欠くもの</u></p> <p>8 浄化槽保守点検業者は、<u>規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。</u></p> <p>附 則 <u>この条例中第10条第8項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>浄化槽法の改正に伴う改正</p> <p>登録更新において、研修を受けさせていない場合に登録の拒否要件とする。 【施行期日】 令和5年4月1日</p> <p>浄化槽管理士に研修を受けさせることを義務化する。 【施行期日】 令和2年4月1日</p> <p>登録の拒否については、3年間の経過措置を設ける。</p>